

発 言 通 告 書

令和3年9月8日

松山市議会議長 若江 進 殿

松山市議会議員 向田 将 央

次のとおり通告します。

発言順位	3	受領日時	9月 8日 午後 1時 30分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式		一括方式	発言時間 約 35 分
答弁を求める者	・市長 ・農業委員会会長	・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・監査委員	・公平委員会委員長 ・公営企業管理者	

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	新型コロナウイルス感染症に伴う補償と支援について	<p>(1) 今回の時短及び酒類提供自粛の要請において、見回りパトロールを実施していると思うが、前回のまん延防止等重点措置適用時同様、県の要請に応じていない店舗はあるのか。ある場合は、店舗数を問う。</p> <p>また、まん延防止等重点措置が適用された場合、飲食店に対する協力金以外に、納品業者等、飲食店以外の事業者へも国の月次支援金が支給されると思うが、対象となる業種及び金額について問う。</p> <p>(2) 愛媛県独自の要請を行う際、飲食店の休業に伴って損害を受ける関連事業者に対する補償について、本市は、県と同様に営業支援にあたるかと考えているのか。</p> <p>また、休業に伴って損害を受ける事業者以外にも、自主的に営業を中止する事業者もいるが、こういった事業者に対する支援についても考えを問う。</p> <p>(3) 大都市圏では協力金を受け取って休まず営業を続けている事業者もいると聞く。本市ではまだこういう事例は確認されていないと思うが、実情はどうなのか。</p> <p>また、仮にこのような事業者が発覚した場合、本市としてはどのような対応を取るのか。</p> <p>(4) 協力金を受け取って休業した飲食店で、経営主が協力金を資金源として仕入れを起こし、自分のお店ではなく、別の、例えば野外のバーベキュー場などで会費を取り、普段の業務内容と同等のサービスを提供していたとしたら人数や参加者によっては、ここが新たなクラスターの発生源となる可能性もある。このような事例が仮に発生し</p>

